



月 60 時間超の時間外労働に対する割増賃金率引き上げについて

1. 改正の内容

月 60 時間超の時間外労働に対する割増賃金率は、**2023 年 4 月 1 日以降、中小企業も含めた全企業において 50%以上**となります。※割増賃金引き上げの対象となる労働時間は、2023 年 4 月 1 日以降の労働時間です。

●中小企業：2023 年 4 月 1 日～

	1 か月の時間外労働	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25% 50%

～注意点～

- 月 60 時間を超える時間外労働を深夜(22 時～5 時)の時間帯に行わせる場合、割増賃金率は **時間外 50% + 深夜 25% = 75%** となります。
- 月 60 時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれません。

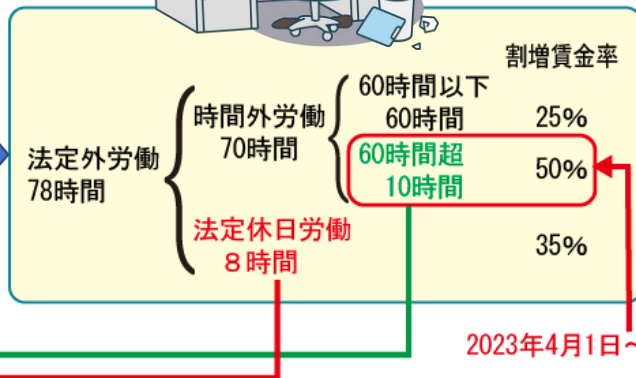


法定休日以外の休日に行った労働時間は、月 60 時間の時間外労働時間の算定に入れる必要があります。

2. 具体的な算出方法 (例)

算出例 >1 か月の起算日は毎月 1 日 >法定休日は日曜日
>カレンダー中の青字は時間外労働時間数

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	5 時間	5 時間		2 時間	3 時間	5 時間
7	8	9	10	11	12	13
5 時間	2 時間	3 時間	5 時間		5 時間	5 時間
14	15	16	17	18	19	20
	3 時間	2 時間		3 時間	3 時間	3 時間
21	22	23	24	25	26	27
	3 時間	3 時間	2 時間	1 時間	2 時間	1 時間
28	29	30	31			
3 時間	1 時間	1 時間	2 時間			



3. 必要な対応

◆就業規則や賃金規程の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則や賃金規程の変更が必要となる場合があります。

(割増賃金)

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1) 1 か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1 か月は毎月1日を起算日とする。

- ① 時間外労働 60 時間以下・・・25%
 - ② 時間外労働 60 時間超・・・50%
- (以下、略)

記載例

◆労働時間管理の変更

60 時間超の割増賃金率が引き上げられることにより、給与計算をする上では 60 時間超と 60 時間以下とを区分して管理をする必要があります。ご注意ください。

●詳細はこちらをご確認下さい。<https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf>